

信用取引に関する説明書 新旧対照表

※下線部変更

新	旧
<p>5 P</p> <p>■「一般信用取引」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (略) ● (略) ● 当社では、一般信用取引による委託は買付けのみとし、返済期限については、原則として無期限としておりますが、<u>上場廃止、株式分割、株主割当増資、株式移転、株式交換、合併、株式併合、減資等の処理を迎える場合、(削除)一般信用の非取扱になった場合、当社が(削除)与信上問題あると判断した場合、(削除)当社事務手続上の制約による場合</u>については、当社が予め定めた日をもって、返済期限とする場合がありますのでご了承ください。 <p>(略)</p>	<p>5 P</p> <p>■「一般信用取引」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (略) ● (略) ● 当社では、一般信用取引による委託は買付けのみとし、返済期限については、原則として無期限としておりますが、<u>株式分割、株主割当増資、株式移転、株式交換、合併、株式併合、減資等の処理を迎える場合、上場廃止及び当社が非取扱銘柄とした場合等</u>については、当社が予め定めた日をもって、返済期限とする場合がありますのでご了承ください。 <p>(略)</p>
<p>6 P</p> <p>■当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 制度信用取引の返済期限は6か月と決められており、6か月を超えて制度信用取引を継続することはできませんが、当社のタチバナストックハウス信用取引における返済期限は6か月目の前営業日までとします。また、一般信用取引の返済期限については、原則として無期限としております。ただし、制度信用取引及び一般信用取引の建玉の銘柄が、<u>上場廃止、株式併合、株式移転、株式交換、株式分割、減資等の処理を迎える場合、及び当社により一般信用取引非取扱銘柄に指定された場合、当社が与信上問題あると判断した場合、当社事務手続上の制約による場合等</u>については、当社が予め定</p>	<p>6 P</p> <p>■当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 制度信用取引の返済期限は6か月と決められており、6か月を超えて制度信用取引を継続することはできませんが、当社のタチバナストックハウス信用取引における返済期限は6か月目の前営業日までとします。また、一般信用取引の返済期限については、原則として無期限としております。ただし、<u>制度信用取引及び一般信用取引の建玉の銘柄が、上場廃止、株式併合、株式移転、株式交換、株式分割、減資等の処理を迎える場合、及び当社により一般信用取引非取扱銘柄に指定された場合等</u>については、当社が予め定めた日をもって、返済期限としますのでご注意ください。</p>

めた日をもって、返済期限としますのでご注意ください。

(略)

9P～13P

(別紙1)

手数料及び諸費用について

1. 信用取引委託手数料

(1) 個別手数料コース(一注文の信用取引約定代金ごとに算出します。)

令和元年9月30日まで

1注文の約定代金	委託手数料
10万円以下	0円
10万円超～ 20万円以下	108円
20万円超～ 50万円以下	189円
50万円超～ 1,000万円以下	378円
1,000万円 超～	0円

令和元年10月1日から

1注文の約定代金	委託手数料
10万円以下	0円
10万円超～ 20万円以下	110円
20万円超～ 50万円以下	192円
50万円超～ 1,000万円以下	385円
1,000万円 超～	0円

(略)

9P～12P

(別紙1)

手数料及び諸費用について

1. 信用取引委託手数料

(1) 個別手数料コース(一注文の信用取引約定代金ごとに算出します。)

1注文の約定代金	委託手数料
10万円以下	54円
10万円超～ 50万円以下	189円
50万円超～ 1,000万円以下	378円
1,000万円 超～	0円

(新設)

(2) 定額手数料コース（注文件数にかかわらず、1日の信用取引約定代金合計により算出します。）

令和元年9月30日まで

1 注文の約定代金 (総額)	委託手数料
20万円以下	0円
20万円超 ～ 50万円 以下	1,080円
50万円超 ～ 500万円 以下	2,160円
500万円超 ～ 1,000万円以下	4,320円
以降1,000 万円増すごとに	4,320円加 算
(手数料上限金額) 86,400円	

令和元年10月1日から

1 注文の約定代金 (総額)	委託手数料
20万円以下	0円
20万円超 ～ 50万円 以下	1,100円
50万円超 ～ 500万円 以下	2,200円
500万円超 ～ 1,000万円以下	4,400円
以降1,000 万円増すごとに	4,400円加 算

(2) 定額手数料コース（注文件数にかかわらず、1日の信用取引約定代金合計により算出します。）

1 注文の約定代金 (総額)	委託手数料
20万円以下	540円
20万円超 ～ 50万円 以下	1,080円
50万円超 ～ 500万円 以下	2,160円
500万円超 ～ 1,000万円以下	4,320円
以降1,000 万円増すごとに	4,320円加 算
(手数料上限金額) 86,400円	

(新設)

(手数料上限金額) 88,000円

(3) 電話注文手数料（一注文の信用取引約定代金ごとに算出します。）

令和元年9月30日まで

手数料率	約定代金 × 0.756%
	(最低手数料) 5,400円・(手数料上限金額) 108,000円

令和元年10月1日から

手数料率	約定代金 × 0.77%
	(最低手数料) 5,500円・(手数料上限金額) 110,000円

2. ~5. (略)

6. 信用取引管理費（事務管理費）

令和元年9月30日まで

1銘柄の売買別の新規建て約定日から1ヶ月を経過するごとに、1株につき10.8銭【単元株制度の適用を受けない銘柄について1株につき108円(削除)】の割合で計算します。その額が108円に満たない場合は、108円を最低とし最高1,080円までの金額を計算して決済時にご精算いただきます。

令和元年10月1日から

1銘柄の売買別の新規建て約定日から1ヶ月を経過するごとに、1株につき11.0銭【単元株制度の適用を受けない銘柄について1株につき110円】の割合で計算します。その額が110円に満たない場合は、110円を最低とし最高1,100円までの金額を計算して決済時にご精算いただきます。

7. 信用取引名義書換料（権利処理手数料）

令和元年9月30日まで

権利付最終日を超えて買建玉銘柄を保有し

(3) 電話注文手数料（一注文の信用取引約定代金ごとに算出します。）

手数料率	約定代金 × 0.756%
	(最低手数料) 5,400円・(手数料上限金額) 108,000円

(新設)

2. ~5. (略)

6. 信用取引管理費（事務管理費）

1銘柄の売買別の新規建て約定日から1ヶ月を経過するごとに、1株につき10.8銭【単元株制度の適用を受けない銘柄について1株につき108円】の割合で計算します。その額が108円に満たない場合は、108円を最低とし最高1,080円までの金額を計算して決済時にご精算いただきます。

(新設)

7. 信用取引名義書換料（権利処理手数料）

権利付最終日を超えて買建玉銘柄を保有している場合、名義書換料として、原則、1売買

ている場合、名義書換料として、原則、1 売買単位あたり 54.0 円（ETF および ETN については、1 売買単位あたり 5.4 円）で計算し、決済時にご精算いただきます。

※決算等すべての権利確定時に名義書換料が毎回発生し、積算します。

令和元年 10 月 1 日から

権利付最終日を超えて買建玉銘柄を保有している場合、名義書換料として、原則、1 売買単位あたり 55.0 円（ETF および ETN については、1 売買単位あたり 5.5 円）で計算し、決済時にご精算いただきます。

※決算等すべての権利確定時に名義書換料が毎回発生し、積算します。

14P～15P

（別紙 2）

委託保証金について

1.（略）

2. 追加保証金（追証）について

上記（3）の計算により、お客様の保証金の現在価値（担保価値）が、委託保証金維持率の 25% を下回った場合には、下回った日から起算して翌々営業日正午までに 30% を回復するために必要な額の追加保証金（追証）を当社に差し入れていただく必要があります。但し、（削除）委託保証金維持率が 10% を下回った場合には、その差入期限は下回った日から起算して翌営業日 15 時までとなります。（お客様が上記の各差入期限までに建玉の一部を反対売買した場合には、当該売買代金に 30% を乗じた額を追証の額から控除するものとします。または、差し入れのあった損金相当額を追証の額から控除するものとします。）また、委託保証金の額が法令上の最低保証金の額である 30 万円を下回った場合には、下回った日から起算して翌々営業日正午までに 30 万円を回復するために必要な額の追加保証金（追証）を当社に差し入れていただく必要があります。

単位あたり 54.0 円（ETF および ETN については、1 売買単位あたり 5.4 円）で計算し、決済時にご精算いただきます。

※決算等すべての権利確定時に名義書換料が毎回発生し、積算します。

（新設）

13P～14P

（別紙 2）

委託保証金について

1.（略）

2. 追加保証金（追証）について

上記（3）の計算により、お客様の保証金の現在価値（担保価値）が、委託保証金維持率の 25% を下回った場合には、下回った日から起算して翌々営業日までに 30% を回復するために必要な額の追加保証金（追証）を当社に差し入れていただく必要があります。但し、委託保証金維持率が 20% を下回った場合には、その差入期限は下回った日から起算して翌営業日までとなり、委託保証金維持率が 10% を下回った場合には、その差入期限は下回った日から起算して翌営業日正午までとなります。（お客様が上記の各差入期限までに建玉の一部を反対売買した場合には、当該売買代金に 30% を乗じた額を追証の額から控除するものとします。または、差し入れのあった損金相当額を追証の額から控除するものとします。）また、委託保証金の額が法令上の最低保証金の額である 30 万円を下回った場合には、下回った日から起算して翌々営業日までに 30 万円を回復するために必要な額の追加保証金

	(追証)を当社に差し入れていただく必要があります。
--	---------------------------